陸軍職工の要求を當局は何と見る

今日一般投票で可否を決定する

吉田兵器局長曰く

陸軍關係の各工場が□□從來の要求を掲げて陸軍省に打突からうとして今日から其可否を一般投票に問ふこととなつたに就き陸軍省吉田兵器局長は語る「二箇條の要求は大體に於て時間の短縮に依つて給金の減つた事、賞與の支給、共濟會の改善にあるやうに聞いて居る、共濟會は人事局に屬するとたが賞與は既に決定され來る七月一日を以て現給の十日分を支給する事になつて居る、この十日分は昨年の十日分に比べると少ないやう[illegible]思はれるか、昨年は臨時手當を支給されて居た者に本給の十日分あつたか、本年は昨年より八九割方増給されて居るから十日分と云つても昨年の十五日分と大なる差は無い答である、時間短縮に依る減收は全く氣の毒の[illegible]て同情に堪へない、けれども賞與は仕事が少くなつて居るので[illegible]

砲兵工廠王子支廠職工 運動開始と決定

二十七日の大會に滿場一致 當局者は本廠側の大會

東京砲兵工廠王子支廠職工大會は二十七日午後四時から王子新道パンヤ樓の[illegible]臨兵巡査の臨戦裡に開かれた、集まつたのは銃砲製造所、火具製造所、火藥分析所の職工二千餘名、[illegible]頭横田日本工友會長が滿場に突立ち『勞働運動は勞働者の自發的意思に據らねばならない、今日砲兵工廠職工一同は賃銀減少に因つて非常に生活の脅威を受けて居る、我等は之に對して生活安定の要求運動を起さんとして居る、今日の集會に於て諸君が自由意思に據りて我等の運動に賛否を決せられたし』と述べる、安達小石川勞働會[illegible]は『近くは二割の臨時手當を[illegible]れとして居る、削られて後に復活を申込んでも陸軍の經濟にかゝはるからとて取合つて與れない、我等は今日に於て之を默はれない機に運動する事が必要である』と語り、[illegible]はずんで佛國西部旅に及びかけて中止を命ぜられ工友會の[illegible]氏も中止を喫した、警官の横暴の叫びに場内騷擾したが幹事の者力で靜まり、次で杉本芝浦技友會[illegible]は勞働者の團結の必要を高唱し[illegible]五後に福田氏[illegible]の運動に賛成の人は擧手せられたしと求める、滿場擧手の林立を見[illegible]の提議者無く、運動に關する一切の事項は小石川勞働會と日本工友會の幹部に一任と決し萬歳を三唱して五時半散會した、二十八日には小石川本廠大會を牛天神に、二十九日には赤羽千住目黑多摩の大會を開催に決した、三十日は大會各出場の代表者と打揃つて要求條件を陸軍當局者に提出するさうである

砲兵工廠職工 前中の大會

盛に氣焔を揚ぐ

[illegible]

手一杯に仕事を行らせるとなれば勞ひ人を減らさねばならぬこととなる、それは一歩を要するので、相互扶助の意味からお互に少し位我慢して貰はねばならぬ當局としてはこれでも十分考慮して極力行るべき事を行るやうに努めて居る積りである、勞働團體の各工場全體の大會なる意味で入り込みるといふのかも知れないが、失張合理的に手續を經て行くべきものと思ふ、順序を經て來れば[illegible]

砲兵工廠の新運動と當局者

小石川[illegible]

當局は[illegible]

諒解し[illegible]

全國の[illegible]

工廠職工の演説會

近く大會開演

[illegible]通り東京砲兵工廠職工から[illegible]賃銀[illegible]狀態に關する要求[illegible]は昨二十八日午後四時小石川[illegible]で開いたが聽衆約[illegible]名、[illegible]中に[illegible]の演説があり[illegible]中止を命ぜられて同[illegible]散、右の幹部は今後[illegible]當局と交渉を重ね近く小石川、王子、赤羽、目黑等工場の職工を糾合し大會を開くと云ふ

砲兵工廠職工代表が兵器局長に陳情

奴隷的待遇を慘めよと 昨日陸軍省を訪問

東京砲兵工廠の職工より成る小石川勞働會代表者安達和、横田[illegible]、石井常太郎、杉本源助、堀浦、市川拼太郎の七氏は廿九日午後零時十五分前陸軍省に出頭し大會決議を齎らして吉田兵器局長に面會し砲兵工廠側の幹部が取りつゝある部下に對する態度並にその待遇方法は頗る殘酷で且つ奴隷的であるので時代に適應した待遇方法に改むるやう注意を乞ふ旨陳情し同一時五十分引揚げた

提理の聲明を履行せぬ

砲兵工廠當局 更に廠内の軍人は職工を虐き侮辱す

右に就き同會の安達幹事長は語る「今年三月末に砲兵工廠提理から所屬各職工に對して是れ迄十時間であつた勤務時間を九時間とし日給は從前通りとの通告があつたにも拘らず之れを實行せぬはかりか例年支給される盆と暮と三月との臨時賞與も今年は支給されず殊に七月以降は臨時手當をも全廢するさいふ外工廠に於ける軍人側は平素職工等を「豚」と稱して殆と

奴隷視

してゐる殊に本年の勞働祭の際は日曜日にも拘らず休ませなかつた事更に我々に對して勞働ブローカーなどの暴言を放つに至つては最早許すべからざる事と思つて當局に反省を求むる爲め陳情したのである之れに對して吉田課長は軍人側の放言に對しては後日調査を遂げ若し事實であつたならば注意する尚又メーデー當日休ませなかつたのは別に深い意味はないとの回答を得た」と尚ほ同會では同夜五時より赤羽被服廠通用門前空地で大會を開いたが會衆尠くて氣勢揚らず午後六時散會本日は千住と目黑に職工大會を開き飽迄勸告の貫徹を圖る由

安全瓣

大阪砲兵工廠の共濟組合に就て

向上會 一[illegible]

我が大阪砲兵工廠の共濟組合は加入者の相互扶助を目的として組織された團體である、然るに組合の内容制度及び運用の實際は組合本來の目的に副つてゐない、因て茲に組合の缺陥と不合理とを指摘し當局の反省を促し併せてこれが改善に就いての卑見を開陳して參考に供する事とする、先づ第一は掛金の不公平である、必らずしも正確なる統計から割出したのではないが大體に於て組合の掛金は雇主四分勞働六分の割合になつてゐる、これ既に西洋の例に徴して甚だ不公平であるが更に不都合なのは掛金の大半を勞働者側が負擔してゐるのに拘らず共濟事業の内容の貧弱な事である、組合の施設事業がこれ以上如何ともし難きものであるとならば宜しく掛金を逆に雇主六分勞働者四分と改むべきである、現に組合員が一等症に罹つた場合は日給九百日分の救濟金を支給される事になつてゐるが而も其内五百四十日分は勞働者同志の掛金である更に組合員本人が死んだ際給與される葬祭料は三十圓も内十八圓は勞働者の負擔である、其他特症救濟金の如きも僅に日給六十日分に過ぎぬ又處刑された場合は掛金全部を没收する事になつてゐるに至つては實に言語同斷である、[illegible]の共濟組合でもそんな亂暴の規程はない、全く二重の罰を課するもので不法の甚しきものである、而して我が共濟組合の制度が斯くの如く不備と不合理に充されてゐる根本原因は尠くも勤續救濟金の規程にあると云はねばならぬ、勤續者に對して慰勞金功勞金を支給するのであればまだしもであるが救濟金を支給するとは何と考へても變態な規程である、のみならず其救濟金の大半は勞働者の負擔であるのに恩惠的に支給されるのだから呆れざるを得ぬ、組合員の相愛扶助を目的に組織された共濟組合が救濟事業に關する施設を第二義として不得要領な勤續者救濟の爲に掛金の大半を使用するに至つては組合の眞精神は全く沒却されてゐると云はねばならぬ、要するに共濟組合の制度は此際根本から改造すべきである

簡易食堂の飯代

一勞働者

大阪市の經營にかゝる簡易食堂は米價最高時代に一飯十錢でしたが米の安い今日は十二錢になつてゐます而して一方で市は府や商業會議所と聯合して暴利調査をしてゐらつしやる、少しく自家頭上の蝿をお拂ひなさい

奴隷的待遇を改めよ

東京砲兵工廠職工代表者 陸軍省に出頭陳情す

東京砲兵工廠小石川勞働會代表者安達和外六名は廿九日午後零時十五分陸軍省に出頭吉田兵器局長に面會し砲兵工廠側の幹部の部下に對する態度並に其待遇方法の奴隷的なるを指摘し時代に適應した待遇方法に改める樣注意を請ふ旨陳情した尚同會では同夕五時赤羽工兵大隊前に大會を開き卅日は千住と目黑で職工大會を開き飽迄初志の貫徹を圖る由右につき安達幹事長は語る

去三月十時間勤務を九時間に、日給は十時間勤務と同額を支給する旨提理から通達があつたが同月末給料を受取て見ると一割乃至一割以上も減給されてゐた此時以來何等かの運動を起さうと思つて居たが其後當局の態度を見るため放任して置いた所例年盆と暮と三月との三回に支給される臨時賞與もなく殊に七月以降は臨時手當をも全廢する旨の通告があつたので遂に飛鳥山に大會を開いて運動を起した次第である、以上の俸給條項は別として砲兵工廠における軍人側では平素職工等を盡といつて殆ご奴隷視して居る之れが職工對軍人側との間の感情に非常な阻隔を來す原因で一昨年の同盟罷工もそれが根本原因で勃發して居る殊に本年の勞働祭の際は日曜日にも拘らず休ませなかつた事と我々牛耳を執て居る者に對し勞働ブローカー等と云ふ事を放言するに至つたので當局の反省を求むるため警告に來たのである

之に對して吉田課長は曰く

軍人側の放言に對しては後日調査を遂げ若し事實であつたら大いに注意する尚メーデー當日休業せなかつたのは別に深い意味はなかつた(東京電話)

砲兵工廠職工要求

大會を開く 來る三日飛鳥山で

東京砲兵工廠職工の運動につき廿九日午前十一時小石川勞働會副會長安達和外五名は陸軍省に吉田兵器局長に[illegible]を訪ひ種々陳情する所あり午後二時退出したが内容は去三月末に工廠提理から職工一同に對し從來の勞働一日十時間勤務を九時間とした上一割乃至二割の減額を爲した事につき四月から此不當を鳴らす運動を始めた上に最近臨時手當の二割も七月限り給與されぬと云ふことになつたので七月三日には飛鳥山で東京砲兵工廠聯合大會を開き決議の上陸相に要求する筈で今日は昨日獨職で決議した事項につき陸軍當局の意を問うたのであると

砲兵工廠運動 二日目

陸軍省出頭に 振はない赤羽

小石川勞働會の安達幹事長、横田日本工友會長其他は廿九日午前十一時陸軍省を訪うて吉田兵器局長に面會して「當局が職工の人格を無視した行動をなす事は總て職工の運動を惡化を促すものであるから」と注意を乞ひ午後二時退去した、所で赤羽被服廠に於ては依[illegible]

一度おツケを手放され必程色白くなるホーカーパット

[illegible]工場の一部を會場にして午後五時十五分から退廠職工を集めた、例に依り福田、安達兩氏の演説があつて賛否を問ふ段となると何しろ共に[illegible]職名以下入場の[illegible]居數名が目を光らしてゐるので進んで賛成する者もなく有耶無耶で散會した、兎も角明日は目黑火藥廠と千住製絨所で大會を求めた上來月三日飛鳥山に大會を開き四日其決議を齎して陸軍省に大臣を訪ふ事に決した